

(お知らせ)

令和3年5月8日

公益財団法人
京都市音楽芸術文化振興財団

緊急事態宣言の延長に伴う施設休館の延長について（通知）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、京都府等を対象として発令された緊急事態宣言の延長及び京都府・京都市の指示に基づき、下記のとおり各施設の休館を延長しますのでお知らせします。

なお、今後の感染の動向のほか、政府等の対処方針の変更や専門家の知見等により、取扱いを変更する場合があります。利用日時点での取扱いが適用されますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

記

1 対象施設

京都コンサートホール，ロームシアター京都，東部文化会館，
呉竹文化センター，西文化会館ウエスティ，北文化会館，
右京ふれあい文化会館

2 期間

(1) ロームシアター京都

令和3年4月25日（日）～令和3年5月31日（月）

(2) 京都コンサートホール

令和3年4月26日（月）～令和3年5月31日（月）

(3) 東部文化会館，呉竹文化センター，西文化会館ウエスティ，北文化会館， 右京ふれあい文化会館

令和3年4月27日（火）～令和3年5月31日（月）

3 休館の内容

(1) 貸館

ア 利用

- ・上記期間中、既に許可を出している利用は停止します。

イ 利用申込

- ・6月1日以降の利用申込は受け付けます。（電話受付にて）

ウ キャンセルによる利用料還付

- ・上記2の期間、窓口の還付は休止します。

(2) 自由利用エリア

休止します。

(3) 窓口業務

事務所，チケットカウンターの窓口対応を休止します。

ただし，電話，メール，郵送の対応は行います。

ア コンサートホール，ロームシアター京都

・事務所・チケットカウンター営業時間：10：00～17：00

イ 文化会館

・事務所営業時間：9：00～17：00

(4) 自主事業

上記2の期間中の自主事業は中止又は延期します。

4 京都府緊急事態措置に伴う利用予約のキャンセル対応

令和3年5月8日付け財団お知らせ「京都府緊急事態措置の延長に伴う施設の利用予約のキャンセル対応について」により取り扱います。